

< 報道発表資料 >

令和 8 年 3 月 2 5 日

京都市文化市民局地域自治推進室

「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」の改正（案）に係る 市民意見の募集

京都市では、平成 23 年に地域コミュニティ活性化推進条例を制定し、自治会・町内会への加入促進や、自治会・町内会の運営・活動などについての相談対応、地域で実践されている事例の収集と発信等を行ってきました。

しかしながら、令和 6 年度に実施したアンケートでは、自治会・町内会の推計加入率減少や担い手不足がより進行しており、身近な暮らしを支える地域コミュニティの機能をいかに維持・継承していくのが大きな課題となっています。

一方で、ライフスタイルに合った暮らしや交通利便性などから共同住宅にお住まいになる世帯は年々増加しており、本市に居住する世帯のうち半数以上を占めています。共同住宅の居住者が地域とつながり、支え合い安心して暮らせる環境づくりを推進するために、共同住宅の特性等を考慮した仕組みづくりが重要です。

そこで、共同住宅新築時の事業者と地域との連絡調整事項の伝達や、共同住宅居住者への情報提供などの規定を盛り込んだ条例改正を検討していますので、御意見を募集します。

1 募集期間

令和 8 年 3 月 2 6 日（木）～令和 8 年 4 月 2 7 日（月）必着

2 提出方法

京都市情報館の意見募集フォーム、電子メール、F A X、郵送又は持参のいずれかの方法により御提出ください。

※ メールの場合、件名は「パブリックコメント」としてください。

※ 持参の場合は、平日の午前 8 時 4 5 分から午後 5 時 3 0 分までの間に提出先にお越しください。

※ 様式は自由ですが、意見募集リーフレットに添付している御意見募集用紙も御利用いただけます。

※ 応募いただいた書類は返却できませんので御了承ください。

【提出先】

- (1) 京都市情報館の意見募集フォームの場合

<https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/bunshi/0000350792.html>

※上記ホームページに掲載している意見募集フォームから提出してください。



- (2) 電子メールの場合

chiikizukuri@city.kyoto.lg.jp

- (3) F A X の場合

0 7 5 - 2 2 2 - 3 0 4 2

- (4) 郵送又は持参の場合

〒6 0 4 - 8 5 7 1

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 (京都市役所分庁舎地下1階)

京都市 文化市民局 地域自治推進室 宛

3 意見募集リーフレット配布場所

市役所案内所、区役所・支所、市立図書館その他本市関連施設等で冊子を配布するとともに、京都市ホームページにも掲載します。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/bunshi/0000350792.html>



4 お問い合わせ先

京都市 文化市民局 地域自治推進室

〒6 0 4 - 8 5 7 1

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地(京都市役所 分庁舎地下1階)

・電話：0 7 5 - 2 2 2 - 3 0 4 9

・電子メール：chiikizukuri@city.kyoto.lg.jp

